

## 平成26年度 事業報告

(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

### ■ 概 況

- 我が国の国民健康保険制度は、昭和36年 4月に国民皆保険が達成されてから半世紀以上が経過し、世界に誇るべき医療保険制度の確立と世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。中でも国保組合は、同種同業で組織する母体組織による連帯と相扶共済の精神の基づき国民皆保険制度が実施される以前から先駆的な保険者として医療保険制度の発展に貢献してきました。
- 国では急速な少子高齢化、疾病構造の変化、医療技術の高度化等による医療費の増加など環境の変化に直面する中、国民皆保険を堅持するために、去る5月27日「持続可能な医療保険制度を構築するための国保法等の一部改正法」が国会で決決して成立し、5月29日に公布・施行されました。今回の改正は、昭和36年の国民皆保険達成以来の歴史的な改革になると言われています。
- 国保法改正の主な内容は ①平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体を市町村から都道府県に移行する ②国保組合の国庫補助（定率）を現在の一律32%から28年度以降財政力を勘案し、13%～32%に変更する ③後期高齢者支援金の全面総報酬割を実施する その他保険給付、保険料、国庫補助金等に関する様々な改正内容となっています。
- 今回の法改正において、国民の負担に関する公平の確保という観点から、国保組合の国庫補助の在り方が従前の一律から財政力（所得水準）を加味したものに大きく変わりました。この見直しは、国保組合の財政基盤を大きく揺るがすことになるため、厚労省では定率補助金削減の影響を緩和するため平成28年度から32年度までの5年間について財政支援の実施が検討されています。
- また、国庫補助率を決める所得調査について、平成26年度に実施しましたところ、98.5%の高い回収率で終えることができました。組合員各位のご協力に御礼申し上げるところです。
- 平成25年度の全国国保組合の単年度収支が公表されましたが、全国164組合の内、約7割に当たる114組合が赤字になっています。当組合においては平成23年度から26年度まで4年連続の単年度赤字になりました。国庫補助金が減少の一途をたどる中、国からは保険者の自助努力による組合運営が求められています。将来を見据え健全な財務体質の構築を図るためには、一層の経費節減を図ることは元より20年以上据置いてきました保険料値上げの検討をせざるを得ない状況になっています。
- こうした状況の中、業種別母体組織を軸とする連帯と相互扶助の精神に基づき、保険給付をはじめ保健事業の充実等を図り、組合員、御家族の健康の保持・増進に努めてきました。
- 平成26年度の医療費については、対前年度比で、入院▲0.6%、通院▲1.7%、歯科+1.3%、療養費▲3.6%となり、医療費合計で▲1.0%、被保険者一人当たりで+0.2%のほ



ば横ばいとなりました。

- 特定健診・特定保健指導については、実施7年目の平成26年度の特定健診受診率は目標値50%に対し43.6%（速報値）（前年度41.6%）、特定保健指導利用率は目標値20%に対し19.5%（速報値）（前年度22.4%）となりましたが、目標値を下回っています。
- 平成26年度の決算等の概要は以下のとおりとなりました。
  - ・平成26年度末の組合員数は2,709人、被保険者数は6,647人で、前年度からそれぞれ27人（+1.0%）、6人（+0.1%）増加しました。
  - ・被保険者のうち前期高齢者数は946人（被保険者数に占める割合：14.2%）、定率補助が13%の特定被保険者数は1,607人（被保険者数に占める割合：24.2%）で、前年度からそれぞれ42人（+4.6%）、139人（+9.5%）増加しました。
  - ・歳入は、国民健康保険料が被保険者数減に伴い前年度比476万円余の減、国庫支出金は、補助金の見直しの影響を受けて609万円余の減等により、財政調整積立金を1億5,000万円取り崩したことにより、総額20億4,341万円となり、前年度に比べ723万円（▲3.4%）減少しました。
  - ・歳出は、保険給付費が1,879万円余の減、前期高齢者納付金5,225万円の減となったものの、後期高齢者支援金798万円余の増、介護納付金1,274万円余の増、保健事業費470万円余の増等により、総額18億9,910万円となり、前年度に比べ4,282万円（▲2.2%）減少しました。
  - ・この結果、歳入歳出差引額は1億4,431万円となりましたが、前年度からの繰越金1億7,377万円及び積立金からの繰入金1億5,000万円を差し引いた実質単年度収支は▲1億7,916万円となり、大変厳しい収支状況となりました。（平成25年度は2億5,089万円余のマイナス）
  - ・平成26年度も積立金を取り崩して対応して参りましたが、平成27年度も20年以上据え置きとしていました保険料の値上げについて引き続き検討して参りますので、組合員の皆様にはご理解をお願いいたします。
- 今後も、組合員数、被保険者数の減少に伴う保険料収入の減少、国の補助金制度の見直しや特定被保険者数の増加に伴う国庫補助金の減少に加え、医療技術の高度化、高齢化の進展等による保険給付費の増加、後期高齢者支援金及び介護納付金等の負担増などにより、組合財政は一層厳しくなることが予想されます。
 

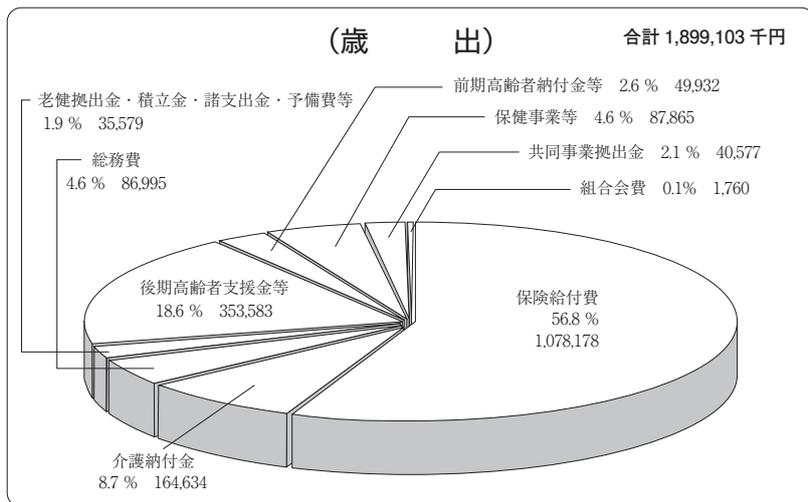
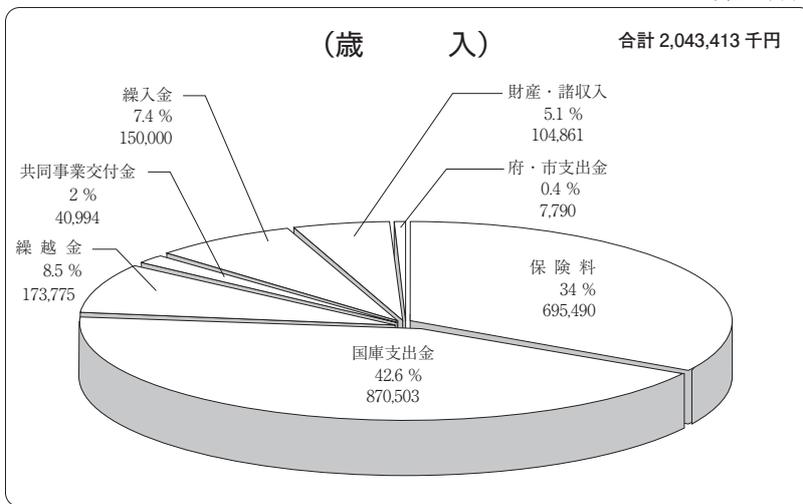
そうした状況ではありますが、役職員挙げて組合員、家族の健康の保持・増進に努めて参る所存でございますので、組合員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## ■ 平成26年度末 財産目録

名 称	金 額	名 称	金 額		
特別積立金	243,000千円	財政調整積立金	350,000千円		
支払準備積立金	124,000千円	国保事務所整備・IT化対応積立金	523,000千円		
職員退職積立金	109,000千円	保健事業積立金	201,000千円	合 計	1,550,000千円

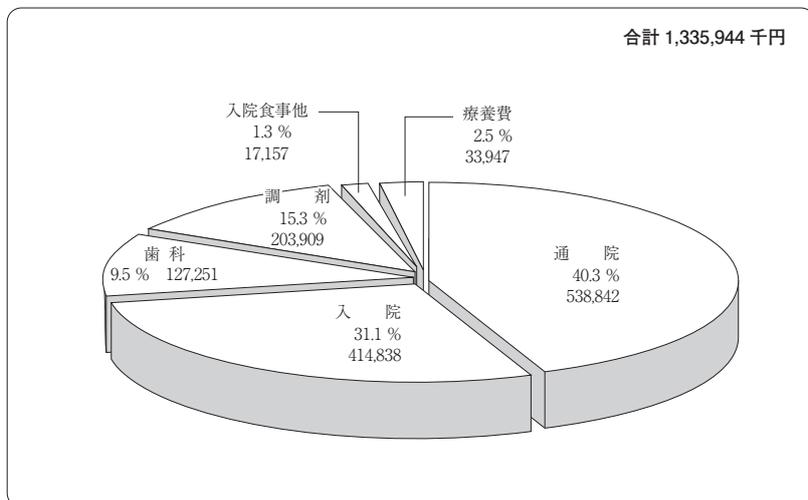
平成26年度歳入歳出決算構成グラフ

単位：千円

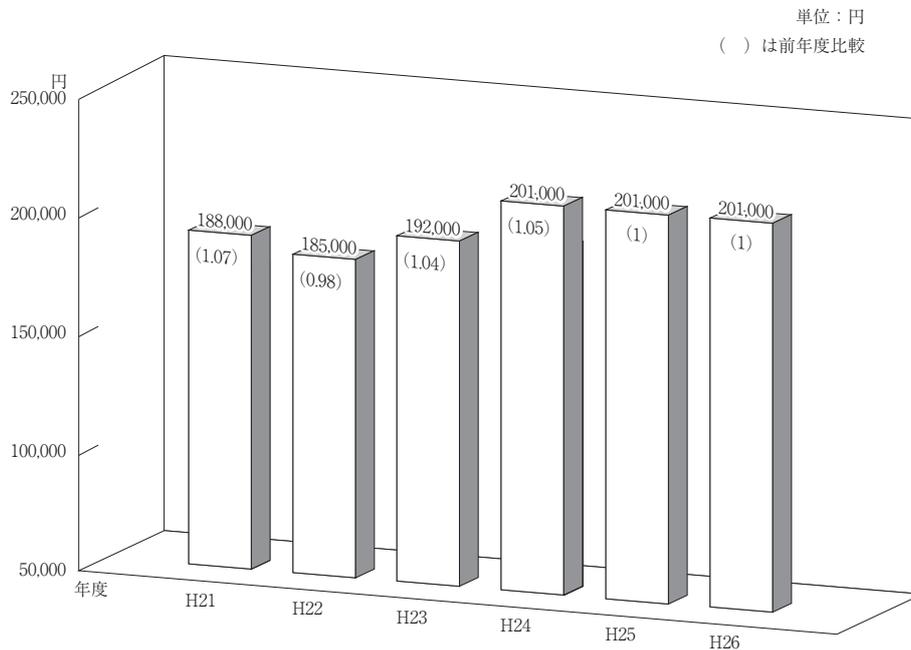


平成26年度医療費の構成割合

単位：千円



### 1人当年間医療費の動向



## ■ 組合員資格について

### 職別国保に加入できる人

- 現在、建設業に従事しておられる人、及びそのご家族
- 規約に定める母体組合に所属されている人
- 住民票が規約に定める地区内（地域）にある人
- ㊦ ただし、新規の法人事業所の事業主や従業員は新規加入することはできません。

※地区（地域）

- 京都府：府内全市町村 ●滋賀県：大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市の区域のうち旧高島町の区域、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域 ●大阪府：大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市、堺市 ●兵庫県：神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、芦屋市、丹波市の区域のうち旧市島町の区域 ●奈良県：奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市 ●三重県：伊賀市

### 職別国保の組合員資格に適用しなくなったとき

- 転廃業により、建設業に従事しなくなったとき
- 所属の母体組合を脱退したとき
- 社会保険の強制適用の事実が発生したにもかかわらず、健保適用除外承認申請（原則、5日以内）を怠ったとき
- ◇ 上記に該当した場合、速やかに、支部事務局に申し出て、職別国保の脱退手続きを行い、他の健康保険等への切り替えをお願いします。

## ■ 組合員資格調査の実施について

今年度、加入資格の適正化を図るため「組合員資格調査」を実施しますので、ご協力ください。よろしくお願いいたします。

# 介護保険料改定のお知らせ

第91回通常組合会において、平成12年4月の介護保険制度創設以来15年間据え置いてきました介護分保険料について、毎年、介護納付金に必要な支出額に多額の収入不足が生じていることによる収支バランスを是正するため、介護保険料を平成28年4月から改定することについて承認されました。改定内容は以下の通りです。

## ①改定内容

40歳から65歳未満	現 行	改定後
組合員 (月額)	2,000円	➡ 3,500円
家族1人当り (月額)	1,000円	➡ 2,000円

## ②改定時期

平成28年4月分から。

組合員各位におかれましては、引き続き組合事業にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 「マイナンバー制度説明会」を開催しました

平成27年7月14日（火）京都センチュリーホテルに於いて、(株)ケーケーシー情報システムの中島明彦様を講師に迎え、「マイナンバー制度～あと4カ月でやりきる対応策と重要ポイント～」と題して講演があり、職別国保組合の理事、監事、議員、支部担当者の約50名が出席しました。

講演では、マイナンバー制度実施の流れや、今年10月から国民一人一人に通知される「個人番号」を利用することで、来年1月からはライフサイクルに発生する様々な行政機関等の事務手続きが簡素化されること等が説明されました。



また、保険者サイドでは、マイナンバーの利用に当たっての注意点や個人情報の管理及びセキュリティ面等、今後の事務対応についての説明があり、参加者は講演を熱心に聞き入っていました。